

政務調査費の情報公開への取り組み状況に関するアンケート調査結果

- (1) アンケート発送日 2006年10月17日付
(2) 回答日締め切り 2006年10月末日
* 回答の最終集約は、11月9日でした。

(3) アンケートの趣旨

知事(市町村長)部局の情報公開は着実に進展し公開度も高まっていますが、議会の情報公開は不十分で、特に政務調査費については、支出金額の多い自治体ほど公開度が低く、政務調査費を用いて行なった議員活動の内容を市民・住民が知ることができない自治体が多くあります。

議員活動を市民・住民に知らせることは代表民主制の基本です。しかも、議員の調査研修のため議員報酬とは別に目的を定めて政務調査費を支給しているのですから、政務調査費を用いて行なった活動内容を市民・住民に知らせることは当然のことです。

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務調査費条例・規則を改正する、あるいは運用を改めるなどして政務調査費の公開度を高めるための予定があるか否かについて調査し、あわせて予定がない場合は早急に検討し公開度を高める施策を講じるよう求めてきています。2006年9月開催の福岡大会において、都道府県及び政令市の政務調査費の情報公開度の調査結果を公表してきたところです。

この度、鹿児島オンブズマンでは鹿児島県内の自治体で政務調査費を支給している鹿児島県及び市町村議会(11市1町)に対して、2006年4月1日現在の政務調査費と支出に関する情報公開の取り組み状況の実情を調査することといたしました。

(4) 質問項目と回答形式

1. 政務調査費について

質問 貴議会では政務調査費の領収書を議長に提出すること(=情報公開条例の対象)になっていますか。(一部議員の任意提出を除く)

いいえ

はい(____年__月分領収書から)

質問 -)領収書添付は すべて添付
(____円以上添付)
その他()

質問 -)領収書添付の根拠は 条例に記載
規則に記載

質問 -)平成18年4月1日現在の、政務調査費の金額はいくらですか。ご記入下さい。
会派のみ(1人会派を含む)に支給 1人当たり月額____万円
議員個人にのみ支給 1人当たり月額____万円
会派+議員個人に支給 会派分 1人当たり月額____万円
個人分 1人当たり月額____万円

質問 -)その他、その他の名目(会派雇用職員分など)で支給していればご記入下さい。

質問 平成17年度分政務調査費の収支報告書等について

質問 -)収支報告書の議長への提出期限 平成18年____月____日まで

質問 -)収支報告書の「閲覧」の可否(情報公開請求によらない閲覧)
不可能
可能(____月____日より)

2. 政務調査費の情報公開について

質問 すべての支出について、領収書の添付を義務づけ、領収書を公開することについて予定がありますか。

〔回答〕

すでに実施済み（実施時期_____年___月から）

(1) 明文規定がある 条例 要項・要綱 実施基準 その他（ ）
明文規定はない

(2) 1件あたりの支出額に制限がある （1件につき_____円以上）
制限はない

予定がある（実施予定時期_____年___月から）

検討中である（検討結果は_____年___月ころに出る予定）

現在のところ予定はない

その他（ ）

質問 すべての支出について、個別の支出ごとに年月日、摘要、相手方、金額等を記した支出明細書の添付を義務づけ、これを公開する予定がありますか。

〔回答〕

すでに実施済み（実施時期_____年___月から）

明文規定がある 条例 要項・要綱 実施基準 その他（ ）
明文規定はない

予定がある（実施予定時期_____年___月から）

検討中である（検討結果は_____年___月ころに出る予定）

現在のところ予定はない

その他（ ）

質問 政務調査費を用いて行なった調査研究の内容を詳しく記載した報告書の添付を義務づけ、これを公開することについて予定がありますか。

〔回答〕

すでに実施済み（実施時期_____年___月から）

明文規定がある 条例 要項・要綱 実施基準 その他（ ）
明文規定はない

予定がある（実施予定時期_____年___月から）

検討中である（検討結果は_____年___月ころに出る予定）

現在のところ予定はない

その他（ ）

質問 政務調査費を用いて行なった視察研修について、日程、内容、成果を詳しく記載した報告書の添付を義務づけ、これを公開することについて予定がありますか。

〔回答〕

すでに実施済み（実施時期_____年___月から）

明文規定がある 条例 要項・要綱 実施基準 その他（ ）
明文規定はない

予定がある（実施予定時期_____年___月から）

検討中である（検討結果は_____年___月ころに出る予定）

現在のところ予定はない

その他

質問 政務調査費の使途基準について、具体的事例などを詳しく記載したマニュアルを作成することについて予定がありますか。

（例：長野県議会「政務調査費マニュアル」平成16年8月 基本指針、使途項目、充当が不適当な経費、運用指針、充当指針など）

〔回答〕

すでに実施済み（実施時期 _____年 ____月から）

全国都道府県議会議長会作成のモデル案を参考にした _____ 独自に作成した _____ 市民の意見を参考にした _____ その他（ _____ ）

写しを本回答とともに当事務局に FAX いただけますと幸いです。

予定がある（実施予定時期 _____年 ____月から）

検討中である（検討結果は _____年 ____月ころに出る予定）

現在のところ予定はない

その他

（５）政務調査費の使途基準のポイント

- １．政務調査目的でなければならない。
- ２．実費弁償することが原則。
- ３．政務調査活動以外の活動と一体となっている場合は、合理的な比率によって按分する。
とくに、事務所費・事務費・人件費・自家用車の使用等に注意が必要。
- ４．政務調査費を充当してはいけない支出
 - （１）慶弔・餞別・見舞等の交際費
 - （２）懇親会等の飲食費
 - （３）政党活動・選挙活動・後援会活動への支出
 - （４）資産形成につながる支出

（６）政務調査費の支出について、住民監査請求をしましょう！

監査委員に求めるのは、

- １．政務調査費の違法・不当な支出の返還を勧告すること。
- ２．政務調査費支出に関する領収書・支出明細書・調査報告書・視察報告書の公開を、付帯的に意見表明すること。
- ３．政務調査費の使途基準などに関するマニュアルの作成を、付帯的に意見表明すること。

政務調査費を支給している自治体

鹿児島県 鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市
薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 奄美市 川辺町

政務調査費の情報公開への取り組み状況に関するアンケート調査結果（2006年11月12日現在）

自治体名	1. 政務調査費について							2. 政務調査費の情報公開について																	点数										
	領収書提出			金額		報告書の提出		領収書				支出明細書				調査報告書				視察報告書				使途基準マニュアル											
	実施済		未実施	会派・個人	その他	期限	情報公開に よらない 閲覧の可否	実施済		未実施		その他	実施済		未実施		その他	実施済		未実施		その他	実施済			未実施		その他							
	領収書添付	根拠						明文規定 (実施時期)	制限(円 以上)	予定	検討		明文規定 (実施時期)	予定	検討	明文規定 (実施時期)		予定	検討	明文規定 (実施時期)	予定		検討	モデル案を参考に した(実施時期)		独自(実 施時期)	市民		予定	検討					
1 鹿児島県	いいえ			会派 30万 円/月		4月30日	可 6月1日			なし						2001年4月 規則				2001年4月 規則															40点
2 鹿児島市	いいえ			会派 15万 円/月	*1	4月30日	不可										なし			2001年4月 申合せ														20点	
3 鹿屋市	2002年4月 全て	条例		会派・個人 2万/月		4月20日	不可	2002年4月 条例	なし					なし			なし				なし					2006年1月 規則								50点	
4 枕崎市	2001年4月1日 全て	規則		個人 0.5万/月		3月31日	可	2001年4月 規則	なし			2001年4月 規則				2001年4月 規則				2001年4月 規則						2001年4月 規則						*2	95点		
5 阿久根市	2001年4月1日 写し全て添附	*3		個人 1万/月		4月30日	不可																			2001年4月 規則						*2	40点		
6 出水市	*5	条例		個人 1.5万/月		4月30日	*6																									*6	20点		
7 指宿市	2006年1月 全て	新市条 例		個人 1.3万/月		4月30日	不可	2006年1月 条例								2006年1月 条例				2006年1月 条例						2006年1月 条例								100点	
8 薩摩川内市	いいえ			会派 1.5万/月		4月30日	不可									2005年1月 条例										2004年11月 *14								30点	
9 日置市	2005年10月 全て	規則		個人 2万/月		4月末	不可	2006年5月 条例	なし								なし				なし					2005年10月						*2	50点		
10 霧島市	2005年11月 全て	規則		会派・個人 3万/月		4月20日	不可	2006年2月 *7	なし			2006年2月 要綱				2006年2月 条例				2006年2月 条例						2006年2月						*2	95点		
11 いちき串木 野市	2006年1月 全て	条例		個人 1万/月		4月30日	不可	2006年1月 条例	なし					なし		2006年1月 規則				2006年1月 規則														70点	
12 奄美市	いいえ			*8		4月30日	不可										なし				なし												*10	30点	
13 川辺町	全て('02.7)	条例		年額12万 円	*11	*12	可	条例 ('02.4)	なし							条例 ('02.4)				条例 ('02.4)						条例 ('02.4)									100点

- *1 月15万円の額と毎月1日において現に会派が雇用している事務補助員に係る当該月分の雇用に要する経費として、月額27万円以内で市長が別に定める基準により算定した額との合計額。
- *2 全国都道府県議会議長会作成のモデル案を参考にした。
- *3 条例・規則に規定はないが、領収書の写しを求めている。
- *4 公開することについて、議会運営員会で前向きに検討中であるが、時期については未定。
- *5 書籍、備品購入など通常領収書が交付されるものについては添附。
- *6 現在調査研究中。
- *7 領収書の公開については、議員の立合が必要。
- *8 在任特例期間の2007年11月19日までは無支給。
- *9 個人又は会派の出納責任者が領収書を管理することになっている。
- *10 使途基準を配布している。
- *11 政務調査費は、'02年～'04年度実施しており(議員一人につき年額12万円を限度)、'05年度からは実施してない。「政務調査費の交付に関する条例」は、'02年4月1日から施行。
- *12 '02年～'04年度の3カ年実施しているが、収支報告書は規則で定める様式により、当該調査終了後5日以内に提出。閲覧は可。
- *13 今後、議運等で協議する予定。
- *14 申し合わせ事項あり。

政務調査費の情報公開度ランキング

2006年11月12日現在

		自治体名	備考
A	80点超～100点以下	川辺町 指宿市 霧島市 枕崎市	* 領収書の添付義務づけと独自の使途基準作成の自治体(100点満点)は2つ。 * 使途基準の独自作成ではない自治体は、-5点とした。
B	60点超～80点以下	いちき串木野市	* 支出明細書の公開の予定がない、使途基準作成の予定がないので-30点とした。
C	40点超～60点以下	鹿屋市 日置市	* 支出明細書の公開の予定がない、調査報告書・視察研修の報告義務がないが、領収書の添付、使途基準作成があり50点とした。
D	20点超～40点以下	鹿児島県 阿久根市 薩摩川内市 奄美市	* 調査研究、視察研修報告書や領収書のみ義務化で他の公開は検討中は40点とした。 * 使途基準の配布、一部領収書の義務づけのある自治体は30点とした。 * 支出明細の公開と使途基準は、申し合わせ事項があるが、領収書・調査研究・視察報告書等の義務化は今後検討中であり30点とした。
E	0点超～20点以下	鹿児島市 出水市	* 領収書添付の義務づけがない、視察研修の報告義務はあるが、他は検討中又は予定がないので、20点とした。 * 領収書の添付規定があり20点とした。
F	0点		

- (1) 領収書 支出明細書 調査報告書 視察報告書 使途基準マニュアル / 各20点×5 / 100点満点 をきほんとした。
- (2) 各項目とも、公開される情報が一部分であるなどの場合は、10点とした。
- (3) 自治体の例規集を参考に、領収書の添付や使途基準の規則明記等は10点とした。
- (4) 回答拒否や検討中などの場合は、0点とした。

鹿児島県内 政務調査費支給自治体の条例・規則（情報公開等に関する規定）

【川辺町】

1, 川辺町議会政務調査費の交付に関する条例

平成 14 年 3 月 8 日

（交付請求）

第 7 条 議員が調査費を請求するときは、規則で定める調査費交付請求書に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る調査費のうちその書類を提出しなかったため、その調査費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

（使途基準）

第 8 条 議員は、調査費を調査研究のための経費として使用するものとし、それ以外のものに充ててはならない。

（調査費の計算）

第 9 条 調査費は、川辺町報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 37 年川辺町条例第 2 号）第 6 条に規定する旅費（ただし、日当は除く。）の額以内とする。

2 前項の旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

（収支報告書等）

第 11 条 政務調査を行った議員は、当該調査終了後 5 日以内に調査費に係る収入及び支出の報告書並びに政務調査報告書を規則で定める様式により作成し、領収書等証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 調査費の概算払を受けた議員は、前項の手続き後、速やかにその精算をしなければならない。

（収支報告書の閲覧）

第 13 条 何人も川辺町情報公開条例（平成 12 年川辺町条例第 31 号）の規定に基づき、収支報告書等の公開を求めることができる。

2, 川辺町議会「政務調査費の交付に関する規則」

（交付申請）

第 3 条 条例第 5 条に規定する交付申請は、政務調査費交付申請書（別記第 1 号様式）に政務調査計画書（別記第 2 号様式）旅程表、その他必要な書類を添付するものとする。

（交付請求）

第 4 条 条例第 7 条に規定する交付請求は、政務調査費交付請求書（別記第 3 号様式）によるものとする。

（収支報告書等）

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に定める報告書は、政務調査費収支報告書（別記第 4 号様式）及び政務調査報告書（別記第 5 号様式）によるものとする。

（収支報告書等の閲覧）

第 6 条 条例第 13 条に規定する収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 30 日を経過した日の翌日から行うことができる。

2 前項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で行う。

【指宿市】

1, 指宿市議会政務調査費の交付に関する条例

平成 18 年 1 月 1 日

（使途基準）

第 4 条 政務調査費の交付を受けた議員は、市政に関する調査研究の目的を達成するため、規則で定める政務調査費使途基準に従い、政務調査費を使用しなければならない。

（収支報告書の提出）

第 5 条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費収支報告書により政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務調査費交付決定通知書及び領収書等の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

（収支報告書の保存）

第 7 条 議長は、第 5 条の規定により提出された政務調査費収支報告書を、提出期限の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2, 指宿市議会「政務調査費の交付に関する規則」

（使途基準）

第 6 条 条例第 4 条の政務調査費使途基準は、別表に掲げる科目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとする。

2 政務調査費は、次に掲げる経費に使用してはならない。

(1) 慶弔、見舞等の交際費的な経費

- (2) 個人的な使途に係る経費
- (3) 政党の活動に係る経費
- (4) 選挙活動に係る経費
- (5) 会議を伴わない飲食に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市政に関する調査研究の目的に適合しない経費

【霧島市】

- 1, 霧島市議会政務調査費の交付に関する条例 平成 18 年 1 月 31 日
 (交付の方法)
 第 3 条 政務調査費は、毎年 4 月に 12 月数分を年 1 回交付する。ただし、年の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付し、新たな議員の任期が開始する場合は、開始した日の属する月の翌月に翌月分(その日が各月 1 日(以下「基準日」という。))に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。
 (収支報告書の提出)
 第 8 条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、規則で定める様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。
 (収支報告書の保存)
 第 10 条 議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2, 霧島市議会「政務調査費の交付に関する条例施行規則」
 (使途基準)
 第 5 条 条例第 6 条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係るものについては別表第 1、議員に係るものについては別表第 2 に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとする。
 (収支報告書の提出等)
 第 6 条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、条例第 8 条第 1 項の議会政務調査費収支報告書(以下「収支報告書」という。第 6 号様式)を提出する際は、領収書等証拠書類の写しを添付しなければならない。
 2 議長は、収支報告書が提出された場合は速やかにその写しを市長に送付するものとする。

【枕崎市】

- 1, 枕崎市議会の議員に対する政務調査費の交付に関する条例 平成 13 年 3 月 27 日
 (使途の制限)
 第 5 条 政務調査費は、第 2 条に規定する調査・研究等に使用するものとし、みだりに他の目的に使用してはならない。
- 2, 枕崎市議会の議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則 平成 13 年 3 月 30 日
 (交付の対象となる経費)
 第 2 条 条例第 2 条に規定する経費とは、おおむね次に掲げるものとする。
 (1) 現地又は先進地を訪問して行う調査研究等に要する経費
 (2) 研究会、研修会等の開催又は他の者の開催する研究会、研修会等への参加等に要する経費
 (3) 調査研究等に必要の書籍、資料等の購入等に要する経費
 (4) 前 3 号に規定するもののほか、市長が適当と認める経費
 (収支報告書)
 第 4 条 条例第 6 条第 1 項の報告書は、政務調査費収支報告書(様式第 3 号)によるものとする。
 2 前項の報告書には、政務調査費の支出の状況を証する書類及び調査・研究等の概要を記した書類を併せて添付しなければならない。

【いちき串木野市】

- 1, いちき串木野市議会政務調査費の交付に関する条例 平成 17 年 12 月 27 日
 (交付申請)
 第 4 条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4 月 15 日までに市長に政務調査費の交付を申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 (使途基準)
 第 7 条 議員は、政務調査費を市長が規則で定める使途基準に従い使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等)

第8条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費収支報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書等を添えて議長に提出しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、いちき串木野市情報公開条例(平成17年いちき串木野市条例第18号)の規定に基づき、収支報告書等の公開を求めることができる。

2、いちき串木野市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成17年12月27日

(証拠書類等の整理保存)

第7条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費収支報告書作成のための会計帳簿を調整し、政務調査費の収支の内訳を明確にするとともに、調査研究報告書(様式第5号)等を整理し、条例第8条第2項及び第3項に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

【霧島市議会使途基準】

別表第1(第5条関係)

会派に係る政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第2(第5条関係)

議員に係る政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費